

公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-160
(2) 件 名	真庭市立小学校・中学校における尿検査業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 8年 6月30日
(5) 業務概要	児童・生徒の尿検査（単価契約） 小学校 20校、中学校 6校 一次検査対象者：2,840人 二次検査対象者 60人
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(検査)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会学校教育課【TEL】0867-42-1087へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	教育委員会学校教育課【メール】gakkohkyohiku@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会学校教育課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市教育委員会学校教育課

TEL 0867-42-1087 / FAX 0867-42-1416

真庭市立小学校・中学校における尿検査業務仕様書

1 総則

- (1)学校保健安全法に基づく児童・生徒の定期健康診断に伴い、各種検査業務を履行すること。
- (2)真庭市立の小学校・中学校における尿検査業務は、関係法令及び本仕様書によるもののほか、真庭市教育委員会学校教育課の指示を受けて誠実に履行すること。

2 対象校及び予定数

	学校数	尿検査予定数
小学校	20	1,810
中学校	6	995

※人数については予定人数であり、転出入者、未提出者（欠席及び病気）等により検査対象人数が少ない場合がある。

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日

4 見積もり及び契約方法

各種検査物ごとの単価(一次検査、二次検査)による見積もりとし、各種検査物ごとの単価契約を行う。

落札事業者の決定は、一次検査単価の最低額を示した事業者とする。

なお、一次検査単価が同額の場合は二次検査単価の最低額を示した事業者とする。

5 検査内容

検査は、受託者自身の施設で資格を有する臨床検査技師により正確に行うこと。

・尿検査：糖・蛋白・潜血

採尿後概ね5時間以内に検査を実施すること。

①一次検査：試験紙法により検査するものとする。

②二次検査

蛋白：試験紙法に加えスルホサリチル酸法又は蛋白定量検査により検査するものとする。

糖：試験紙法により検査するものとする。

潜血：試験紙法により検査するものとする。

※蛋白±以上、潜血1+以上の場合は尿沈渣を実施するものとする。

<対象者> 検尿一次検査陽性者（**蛋白+以上**、**潜血1+以上**、**糖±以上**）及び検尿一次検査未提出者

6 検査資材の配布

- (1) 採尿については、採尿セット（折りたたみ式採尿コップ、尿瓶 D 型、収納用ジッパー付き袋）*添付写真のとおり。一次検査と二次検査の外袋の色は、変えること。
- (2) 検査資材(名前シール)については、事前に各学校へ配布すること。また、各学校の実施対象数の1割の予備を配布すること。

7 検体回収

- (1) 検尿一次検査、検尿二次検査回収日は、2日間とする。
- (2) 検尿二次検査は検尿一次検査の2週間前後にならないよう設定すること。
- (3) 回収については回収日の午前9時30分以降とする。なお、本仕様書中5に留意し、回収を行うこと。
- (4) 各学校と事前に日程調整を行い、回収日程を決定すること。
- (5) 回収の際は養護教諭等の立ち会いのもと検体数、名簿等を確認すること。
- (6) 検体運搬の際は変質を防止するため、保冷容器により温度管理を行い、適切な環境で保管すること。

8 検査結果報告

- (1) 検査業務完了後、各学校の検査結果表を各学校に速やかに報告すること。
異常者なしの場合もその旨を各学校へ通知すること。
検査結果表は、陽性者については検査実施日、学年、組、氏名を記し、検査項目ごとに結果を記すこと。
また、真庭市教育委員会学校教育課にも各学校の検査結果を報告すること。
- (2) 尿二次検査の5日前までには、提出者全員の一次検査の結果を、各学校に報告書を送付すること。尿二次検査結果についても検査後速やかに学校へ報告書を報告すること。
- (3) すべての検査終了後は、実施者数と検査結果を小学校、中学校とそれぞれに集計し、一覧表を速やかに真庭市教育委員会学校教育課へ報告すること。

9 その他

- (1) 業務着手前に、各学校の担当者へ業務説明をすること。
また、担当部署及び各学校からの問い合わせに責任をもって対応すること。
- (2) 請求は各単価契約額に各学校の総検体数を乗じて得た額とし、小学校と中学校については、全ての学校分を真庭市教育委員会学校教育課へ送付すること。支払い金額がわかるよう明細一覧表を添付すること。

- (3)本件業務による確実性、責任体制の確立及び災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。
- (4)本業務にあたり、協議が必要な事項が発生した場合は、双方協議の上決定とすること。

担当部署

真庭市教育委員会学校教育課 0867-42-1087